

【敦賀市特定不妊治療費助成事業について】

令和3年1月1日以降
治療終了分

＜助成の対象となる治療＞

- ・ 特定不妊治療指定医療機関（※1）において受けた特定不妊治療（体外受精または顕微授精）
- ・ 保険適用外の精巣内精子採取術（TESE、MESA、PESA、TESA）

（敦賀市特定不妊治療費助成事業の対象治療とあわせて申請する場合に限ります。）

※1 県内の指定医療機関は県のホームページで確認できます。県外の医療機関の場合は、医療機関の所在地の自治体において指定を受けている場合は対象となります。

＜助成の対象となる方＞

- ・ 戸籍上の夫婦もしくは事実婚（※2）にある夫婦で、申請をした日において夫または妻の住民登録が1年以上前から引き続き敦賀市にある方
- ・ 福井県に申請をしている方（福井県特定不妊治療助成事業の利用が優先となります。）
- ・ 市税を滞納していない方
- ・ 治療期間の初日（※3）における妻の年齢が43歳未満の方

※2 重婚でないこと、および「治療の結果、出生した子についての認知を行う意向がある」場合に対象となります。

※3 特定不妊治療指定医療機関受診証明書の治療期間で判断します。

＜助成の内容＞

（1）特定不妊治療について

- ◆ 治療費から福井県の助成額を差し引いた額で審査し、助成を行います。

助成回数のおおよそは国および県への申請回数に準じます。

妻の年齢（※4）が40歳未満の場合

初回から6回目の助成は20万円、7回目以降の助成については10万円を限度に助成を受けることができます。7回目以降の助成回数は年度内3回までです。

妻の年齢（※4）が40歳以上の場合

初回から3回目の助成は20万円を限度に、4回目以降の助成については10万円を限度に助成を受けることができます。4回目以降の助成回数は年度内3回までです。

- ◆ 治療法がC, F, G, Hの場合は7万5千円が上限になります。また、治療法がG, Hの場合には上記の回数とは別に年度内3回まで助成します。

- ◆ 助成を受けたあと出産した場合（自然妊娠や助成制度を利用しない自費による不妊治療での出生や、妊娠12週以降の死産も含む）は、これまで受けた助成回数をリセットすることができます。なお、回数リセットはリセットすることにより受けられる助成回数が増える場合にのみ適用します。

※4 初めて国の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢。ただし、助成回数をリセットした場合には、最後に回数のリセットが行われた時点以降に、初めて助成を受けた際の治療の初日（回数リセット後通算1回目）の妻の年齢とします。

（2）男性不妊治療について

申請1回につき、5万円を限度として助成を受けることができます。福井県の助成を受けている場合は治療費からその額を差し引いた額で助成します。

＜申請の手続きについて＞

敦賀市健康推進課（健康センターはぴふる）にて申請の相談や受付をしています。
特定不妊治療が終了した日の属する年度内に下記の書類を添えて申請してください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 法律婚の場合は、戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）
＊夫婦ともに敦賀市民で同一世帯の場合は不要
- ③ 事実婚の場合は、両人の戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、写しでも可）、住民票（敦賀市民でない方の分のみ）および事実婚関係に関する申立書・意向確認書（様式第1号の3）
- ④ 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書（様式第2号）
＊医療機関に作成を依頼して下さい。福井県特定不妊治療費助成事業の申請用の写しでも可。
- ⑤ 特定不妊治療費の明細がわかる領収書（原本）
- ⑥ 夫婦の納税証明書（完納証明書）
＊申請書の同意確認欄に記入があり、市が確認できる場合は不要
- ⑦ 助成金の振込先の口座が確認できるもの（金融機関の通帳）
- ⑧ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書の原本
- ⑨ 助成回数のリセットを希望される場合には、リセットの事実を証明できる書類（県に提出したものの写しでも可）

＜男性不妊治療もあわせて申請する場合＞

上記に加えて、下記の書類を添えて申請してください。

- ① 敦賀市特定不妊治療費（精巣内精子採取術費用）助成金交付申請書（様式第1号の2）
- ② 特定不妊治療指定医療機関受診等証明書（様式第2号の2）
＊医療機関に作成を依頼して下さい。福井県特定不妊治療費助成事業の申請用の写しでも可。
- ③ 精巣内精子採取術費用の明細がわかる領収書（原本）＊医療機関発行のもの
- ④ 福井県特定不妊治療費助成事業交付決定通知書（原本）
＊精巣内精子採取術費用助成に関するもの

敦賀市福祉保健部健康推進課 （健康センター はぴふる） 電話（０７７０）２５－５３１１
